

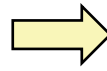
検疫所の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

(定員の状況)

<平成21年度>
864 人

<平成22年度>
896 人



仕分け後

<平成23年度>
962人

仕分け後

管理部門の合理化(※)に努める一方で、検疫体制の強化・輸入食品の安全性確保のための増員を引き続き計画的に行っていく。
(※)管理部門の合理化
検疫艇の計画的な削減等により管理部門の定員を平成26年度までに8名削減するとともに、検疫業務部門に2名振替え。

改革効果

仕分け後

<<削減数>>

仕分け前

962人 ← -

仕分け後

管理部門の合理化に努める一方で、輸入食品の安全性確保のための増員等を引き続き計画的に行っていく。

2. モノ(余剰資産などの売却)

内訳等

- ・ 検疫艇の計画的な削減(平成22から5年程度で全廃(5隻)する)
- ・ 公用車の削減(既存分1台)
- ・ 旧長崎検疫所支所の跡地の処分(平成24年度)
- ・ 横浜検疫所及び同所輸入食品・検疫検査センターの合同庁舎への移転・集約(平成29年度)

評価総額 0.5億円
- 億円
評価総額 8.2億円
- 億円

<<売却見込額>>

▲8.7億円

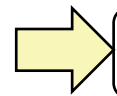
3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>

(維持管理費等
22.9億円)

<平成22年度>

(維持管理費等
24.2億円)



<平成23年度>

(維持管理費等
21.0億円)

内訳等

- ・ 検疫艇の計画的な削減による維持管理経費等の縮減(平成23年度) 0.06億円
- ・ 公用車の削減による維持管理経費等の縮減(平成23年度) - 億円
- ・ 検疫所の契約の一括化や光熱水費の節約の徹底等によるコスト削減 3.18億円

<<削減額>>

▲3.2億円

4. 事務・事業の改革

(1) 予防接種手数料の改定

黄熱などの予防接種手数料については、平成22年度中に実勢単価を踏まえた引き上げを行い、現在の予防接種手数料収入(平成20年度実績は1億6千万円)に比して2千万円程度歳入を増額

【受益者である被接種者に相応の負担をいただく趣旨】

※主な予防接種実施状況(H20)

黄熱	18,311件	単価	7,700円	→	11,000円程度
狂犬病	300件	単価	6,400円	→	13,000円程度
日本脳炎	251件	単価	4,300円	→	7,000円程度

(手数料単価引き上げについては現在関係府省と協議中である)

(2) 一括購入等による一般競争入札への移行

備品、消耗品などで、100万円未満の少額随意契約により購入しているものについても、同種類毎にまとめて購入する方が単価が下がるとされる備品については、検疫所で担当を決めて数検疫所分を一括購入することにより一般競争入札に移行させるよう、各検疫所間を調整する。

(3) 職員の資質向上

検疫所職員に対して現在実施している研修に加えて業務別・役職別研修を新たに企画・実施することにより個々の能力アップを図り、業務処理効率を上げるとともに、昨年新型インフルエンザ対策を踏まえて、本省に研修専門官を配置したほか、成田空港検疫所に研修業務室を設置し、有事に備えた訓練・研修の充実を図る。

(参考)新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書〈抜粋〉

5. 水際対策

1. 検疫所は発生前の段階より、訓練等を通じて、広く地方公共団体との密な連携体制を構築することが必要である。
2. 検疫所への応援者については、発生後の国内の医療提供体制整備や運用に影響が出ないよう、また業務対応の効率性から一定期間の従事が可能な機関からの派遣について検討する必要がある。また、応援予定者に対しては、検疫に関する研修を実施するとともに、現場での意思統一の方法を予め検討しておく必要がある。

(4) 国民に対する情報提供

利用者が必要とする海外感染症情報をより簡単に、わかりやすく入手できるようにするため、検疫所で作成している海外感染症情報に関するホームページ(名称:「FORTH」)について、他機関等のホームページに掲載されている海外感染症情報にリンクを張り、一般の方々が当該ホームページをみれば、直ぐに必要な情報にたどり着けるようにするなどの改善を行うとともに、検疫所において新たな海外の感染症情報をわかりやすく翻訳して提供する。

仕分け後

(5) 健康危機管理の体制強化

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の報告書も踏まえ、海外の新たな感染症等の発生動向等に関する速やかな情報共有、国立感染症研究所を含む関係部局との連携強化など、健康危機管理体制の強化を図る(※)。

さらに、今後、新型インフルエンザ対応研修・訓練の実施などより迅速かつ効率的に対応できるよう職員(検疫所への応援予定者を含む)の資質向上に努めていく。

※厚生労働省における健康危機管理体制

国民の生命・健康の安全を脅かす健康危険情報について、厚生労働省健康危機管理基本指針及び分野ごとに定められた健康危機管理実施要領に基づき、迅速かつ適切な対応ができる体制を整備。

健康危機管理調整会議を定期的開催し、健康危機管理部局における健康危機管理に関する取組について情報交換を行い、円滑な調整を確保する。

また、特に重大な健康被害が発生し、または発生するおそれがある場合は直ちに会議を招集し、関係部局間の情報交換、役割分担等の調整を行う。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(検疫所)

主な指摘事項

1. 検疫衛生業務について

- ・業務の拡充は必要であり、予算増も必要。その際には、事前対策も含め多角的に体制を整備すべき。
- ・将来の条件変更(例:羽田空港24H化)をふまえて、必要人員を明確にすべし。
- ・今の体制を前提にした目標では不十分ではないか。新型インフルエンザの対応についての検証も、更に広範な専門家や自治体関係者も含めて深める必要があると考える。
- ・実態として人員が足りているとは思えない。感染症対策が現在の危機管理の最重要課題だと思う。管理部門は見直して、検疫官は増やすべき。

改革案の更なる見直し内容

管理部門の削減及び必要な増員要求

管理部門について平成26年度までに計画的に8名削減するとともに検疫業務部門に2名振り替える。また、検疫業務部門の必要な増員は引き続き要求する。
なお、新型インフルエンザの対応については、6月10日新型インフルエンザ総括会議報告書もふまえて今後の対応を整理していく。

<仕分け前の改革案>

1. ヒト(組織のスリム化)

削減数記載なし

今後、検疫艇の計画的な削減に伴う管理部門の合理化に努める一方で、輸入食品の安全性確保のための増員等を引き続き行っていく

<仕分け後の改革案>

23名増員要求

管理部門の合理化(※)に努める一方で、検疫体制の強化・輸入食品の安全性確保のための増員を引き続き計画的に行っていく。

(※)管理部門の合理化
検疫艇の計画的な削減等により管理部門の定員を平成26年度までに8名削減するとともに、検疫業務部門に2名振替え。

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

2. 輸入食品監視業務について

- ・業務の拡充は必要であり、予算増も必要。その際には、事前対策も含め、多角的に体制を整備すべき。
- ・必要な検査件数の増加をふまえた必要人員や必要な検査機器、建屋等の増を明確にすべし。
- ・増員、予算増額が必要である。
- ・今の体制を前提にした目標設定では不十分だと考える。
- ・生産国(輸出国)対策が重要。商社等(輸入業者)にさらなる義務を課すことも重要。「川上対策」の再検討をお願いしたい。
- ・添加物など複合的に作られていて、特定しにくくなっているのでは。人員や設備など、もっとお金をかけるべき。

今後必要な増員の要求及び予算要求

輸入食品監視部門については、今後計画的に増員を行うとともに検査体制強化に伴う経費についても予算要求する。
なお、輸出国対策については、当面在外公館への食品安全担当官の派遣を推進することにより対応。

<仕分け前の改革案>

<仕分け後の改革案>

1. ヒト(組織のスリム化)

削減数記載なし

今後、検疫艇の計画的な削減に伴う管理部門の合理化に努める一方で、輸入食品の安全性確保のための増員等を引き続き行っていく

3. カネ(財政支出の削減)

43名増員要求

管理部門の合理化(※)に努める一方で、検疫体制の強化・輸入食品の安全性確保のための増員を引き続き計画的に行っていく。

(※)管理部門の合理化
検疫艇の計画的な削減等により管理部門の定員を平成26年度までに8名削減するとともに、検疫業務部門に2名振替え。

昨年度の監視指導計画の結果等を踏まえ、検査内容を見直したことによる削減

主な指摘事項

3. 組織・運営体制

- ・一層の組織の効率化は必要。
- ・将来あるべき姿を明確にすべし。
- ・クライシスマネジメントに対する本省と検疫所との役割分担を明確にすべきである。
- ・目標設定を明確にした上で、今の体制自体を見直す必要があるのではないか。
- ・危機管理の最前線にあり、重大な事態の発生が予測される時に、その情報発信・警告の発信は重要である。感染症法に基づく役割は、それぞれ決まっているが、組織を充実し、検疫所が主体的に迅速に指示することができるような役割と権限を付与すべきと考える。

改革案の更なる見直し内容

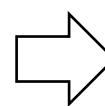
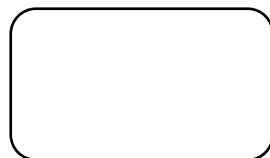
管理部門の削減及び改革項目への危機管理に関する事項の追加

組織の効率化等については、管理部門の削減を行っていくとともに、輸入食品監視部門の計画的な増員及び検疫部門の必要な増員を行うことにより、輸入食品の安全確保のための体制強化と危機管理に備えた検疫体制の強化を図る。

併せて、危機管理については、資料2の4. 事務事業の改革に(5)として健康危機管理の体制強化という事項をたてて、本省との連携強化を図る旨を記載する。

<仕分け前の改革案>

4. 事務事業の改革



<仕分け後の改革案>

(5)健康危機管理体制の強化

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の報告書も踏まえ、海外の新たな感染症等の発生動向等に関する速やかな情報共有、国立感染症研究所を含む関係部局との連携強化など、健康危機管理体制の強化を図る。

さらに、今後、新型インフルエンザ対応研修・訓練の実施などより迅速かつ効率的に対応できるよう職員(検疫所への応援予定者を含む)の資質向上に努めていく。

検疫所業務概要

《基礎データ》

	職員		予算額	
	22年度	21年度	22年度	21年度
検疫所	896人	864人	100.1億円	98.5億円
うち 検疫衛生部門	373人	358人	32.3億円 (23.9億円)	30.7億円 (23.8億円)
うち 輸入食品監視 部門	397人	382人	48.4億円 (25.4億円)	51.4億円 (25.3億円)

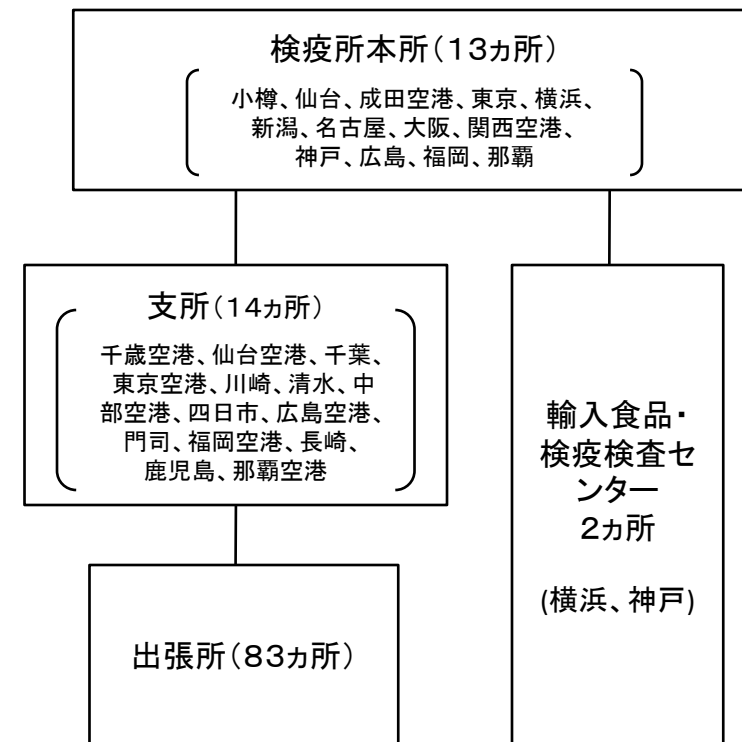
※()内は人件費相当額を案分計上している。

《主な事務・事業》

事務・事業	予算	主な業務内容
検疫衛生業務	8.4億円	・航空機、船舶の検疫 ・ネズミ、蚊等の生息調査・監視、駆除・消毒等 ・渡航者への予防接種の実施、証明書の発行
輸入食品監視業務	23億円	・販売・営業目的で輸入される食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児用おもちゃについて、①事前相談指導、②輸入届出審査、③食中毒菌、残留農薬・動物用医薬品、食品添加物、その他の有毒有害物質などの検査の命令、モニタリング検査、④違反食品の措置を実施

《組織図》

※検疫所は、厚生労働省設置法第16条により施設等機関と位置づけられ、所掌事務は港及び飛行場における検疫及び防疫を行うことのほか、同条第2項により販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができることとされている。



※輸入食品届出窓口：全国31カ所